

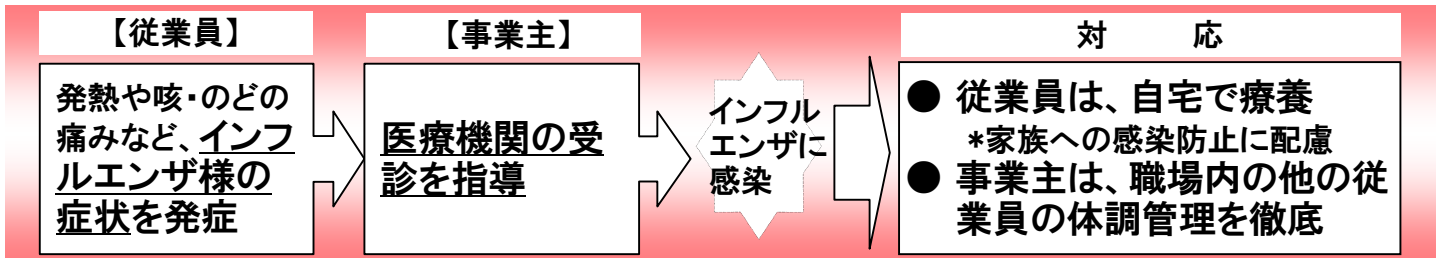
インフルエンザに関するお知らせ

事業者の皆様へ ～感染拡大を抑えるために～

事業者の皆様は、次の点に十分留意し、新型インフルエンザの感染拡大防止にご協力をお願いします。



従業員が感染した場合の基本的対応



- インフルエンザに感染した従業員には、出勤を控えさせ、医療機関の受診を指導し、**自宅で療養**させる。
- 症状がなければ、原則として他の従業員の出勤を抑える必要はありませんが、万一を想定し、接客業務などについては十分な配慮をお願いします。
- 短期間（概ね1週間以内）に、インフルエンザ患者が複数発生したときは、事業所内での**集団感染の防止のため、近くの保健所へ相談**する。

事業所での感染防止対策

※インフルエンザウイルスは感染者の咳やくしゃみのしぶきに含まれます。

- 出入口等に**アルコール消毒剤**を設置する。
- 職場の**換気**を定期的に行う。
- **うがい・手洗いの励行**や**咳エチケット***を徹底指導する。
- 発熱・咳等の症状があるときは、**医療機関への早期受診**を徹底する。
※受診の際は、かかりつけ医に事前に電話で相談すること。
- インフルエンザと診断されたら、**直ちに職場に報告**するよう周知徹底する。
- **熱や咳がひどい**ときに解熱剤等を飲んで出勤することは**厳に慎み**、**自宅療養**するようあらかじめ周知する。



手洗いは石けんを使ってしっかりと！

マスクで感染防止に配慮！

正しい知識を持ち、一人ひとりが感染予防に努めることが、急激な感染拡大の防止に大変重要です。

咳(せき)エチケットとは？

- 1 周囲の人からなるべく離れる。(できれば2m位)
- 2 咳やくしゃみをするときは、他の人から顔をそらせ、ティッシュなどで口と鼻を覆う。
- 3 咳やくしゃみをした後、石けんで手をよく洗う。
- 4 咳やくしゃみが出ている間はマスクを着用し、使用後のマスクは放置せずに捨てる。



 **新潟県**
NIIGATA PREFECTURE

発行：新潟県新型インフルエンザ対策本部

電話 025-282-1636

FAX 025-282-1640

健康に関する問い合わせは 電話 025-280-5200

正しい手洗いの方法

手洗いは感染予防の基本です

- 外出からの帰宅後、咳やくしゃみの後など、こまめに手洗いを行ってください。
- 石けんを使い、十分こすり洗いして、水でしっかり洗い流してください。



手のひら

1. 手のひらを合
わせて洗う



手のこう

2. 手の甲を伸ば
すように洗う



指先・爪

3. 指先、爪先
の内側を洗う



指の間

4. 指のあいだ
を洗う



親指

5. 親指と手のひら
をねじり洗い



手首

6. 手首も忘
れずに洗う



流水

7. 流水で洗
い流す



ペーパータオル

8. 清潔なタオル等
で十分に拭き取る

正しいマスクの使い方

- ※ 咳やくしゃみによる飛まつ（飛沫）の飛散防止には、不織布製マスクが効果的です。
- ※ インフルエンザの流行に備え、ある程度のマスクを準備しておきましょう。

1. つけ方

- ① 鼻部分を鼻すじにフィットさせ、ゴムひもで耳にしっかり固定する。
- ② 鼻、口、あごがしっかりフィットするように調節する。



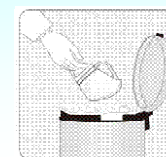
2. はずし方

- ① マスクの表面に触れないように、片耳のゴムひもを持ち、顔から外す。
- ② 反対側のゴムひもを持ち、顔から外す。



3. 捨て方

- ① 表面に触れないように蓋のついたゴミ箱に捨てるか、ビニール袋に入れて口を閉じて捨てる。
- ② その後、必ず手洗いをする。



不織布製のマスクは、使い捨てが原則です。
(1人1日1枚程度)

新型インフルエンザの相談窓口

- 受診する医療機関がわからない場合や自宅療養についての相談などは、県健康対策課または最寄りの保健所をお願いします。

さらに詳しい情報は以下のホームページをご覧ください

- 厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>)
- 新潟県 (<http://2009influ.pref.niigata.lg.jp/bosai/2009influ.html>)